

# 学校いじめ防止基本方針

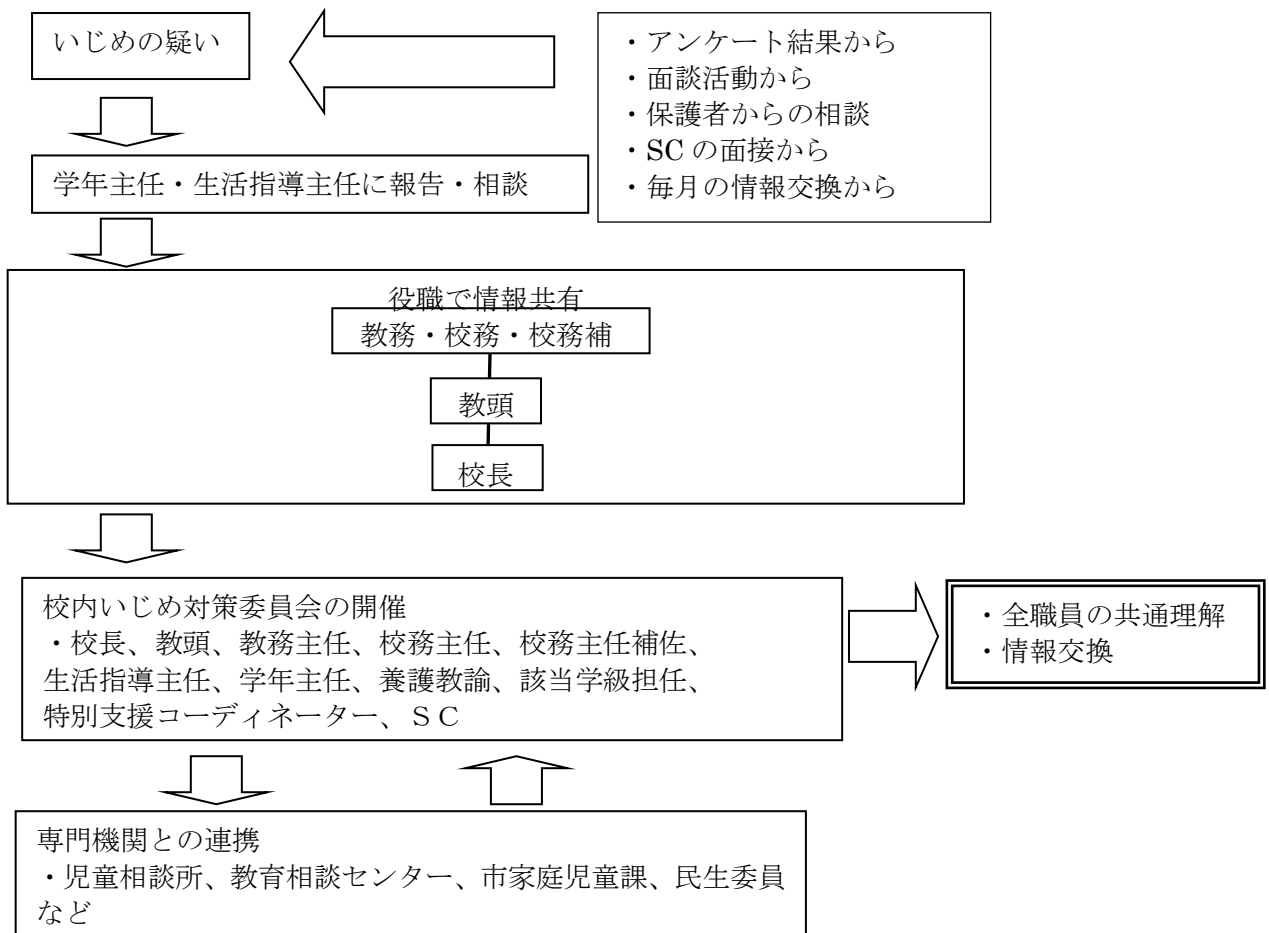
## 1 いじめ防止についての基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童に対して当該児童等と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言う。本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめ防止のために次の3点を基本理念として対策を講じる。

- ① いじめは、人として許されない行為である。しかしながら、どの児童も、いじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、すべての児童に関わる問題である。それゆえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応などに継続的に取り組む。
- ② いじめ問題への取り組みにあたっては、学校全体で組織的な取り組みを進める。とりわけ「いじめを生まない環境づくり」を心がける。未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっている。いじめが児童の心身に及ぼす影響、いじめ問題に関する児童の理解を深めるために、すべての教職員が日々研鑽を深める。
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みを親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、問題を解決する。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織

「いじめ防止等の対策のための組織」を設置し、いじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。校長、教頭、教務主任、校務主任、校務主任補佐、生活指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーターで構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。定例会（情報交換会）を行い、いじめ事態発生時には緊急開催する。その際は、当該学年の担任も加える。



### 3 いじめ防止等に関する具体的な取り組み

\*網掛け【アクション〇】は、『STOP the いじめ アクションプラン』の「3 学校の体制強化」項目との関連を示している。

#### (1) いじめの未然防止の取り組み

- ① 学校関係者評価委員会等と連携し、「目指す子供の姿」を共有することで、地域とのつながりを強めるなどの協力体制を構築する。
- ② 児童一人一人が認められ、互いに相手を認め合う雰囲気や規律ある学校生活が構築できるよう、SST やチーム学習を積極的に行い、いじめの未然防止に学校全体で取り組む。
- ③ 学級集団適応心理検査 (QU) の結果を分析し、侵害行為認知群、非承認群、学級生活不満足群に入っている児童の実態を把握したり、改善の手立てを講じたりするなど、いじめの起きない集団づくりを行う。【アクション7】
- ④ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、活動体験を推進し、命の尊さ、相手を思いやる心の醸成を図る。【アクション8】
- ⑤ 下校時トラブルが多いので、定期的の下校前に交通安全に関する話をしたり、付き添い下校を適宜行うようにしたりする。
- ⑥ ネットを介して自分の思いを上手く伝えられなかったり、友達の意図を読み取れなかったりしたことが学校生活にもよくない影響を及ぼしていることが多いので、情報モラル教育を推進し、児童がネットいじめの加害者、被害者にならないよう継続的に指導する。

#### (2) いじめの早期発見の取り組み

- ① 教師と児童の温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ② 生活アンケート (学期に1回の計3回実施。各学期、1回は保護者とともに家庭で行う) や面接活動 (学期に1回) を行う。また、生活アンケートや面接活動がない月には心のアンケートを実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。【アクション6】
- ③ 毎月の情報交換会 (いじめ・長期欠席対策委員会)、必要に応じていじめ対策委員会を随時行い、全教職員が児童の実態を把握し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応ができるようにする。【アクション5】
- ④ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。【アクション9】

#### (3) いじめに関する教職員の研修

- ① 毎月の情報交換会へ参加する。
- ② 校外で行われるいじめに関する講演会へ参加したり、校内で研修を行ったりする。

#### (4) 重大事態への対応

- ① 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、本校のいじめ防止基本方針に基づいて対応する。
- ② 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて専門家を加えるなどして対応する。

#### (5) その他

長期休業中のいじめ防止のために、事前・事後指導を適切に行う。

### 4 令和8年度の取り組み

#### (1) 昨年度のいじめの実態や対応から明らかになった課題

- ① からかいやふざけといった、加害者にとっては遊び感覚の行為だが、当事者や周囲の児童にとっては、拒否することができずに、心理的に苦しい状態となっていたことがあった。
- ② 相手が悪気なくやってしまったことを嫌がらせととらえ、仕返しとして相手を傷つける言葉や暴力的な行為からトラブルとなることがあった。
- ③ トラブルが起きたときやその直後に訴えることができず、アンケートによって発覚するものが多かった。そのため、被害児童への対応や支援、加害児童への指導が遅れた。

#### (2) 課題を解消するための今年度の取り組み

- ① 児童が相手の立場に立ち、からかいやふざけなどの行為を自分にされたときの気持ちを考えられるようにする必要がある。また、「一緒に遊びたいよ」のように、自分の気持ちを言葉にして表現できるようになるとよいだろう。そのため、以下のような取り組みを進めていく。

#### 【具体的な取り組み】

- ・ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンターなどを行うことで、自分の気持ちを伝える方法や仲間との関わり方を学ぶ機会を設ける。
- ・友情や個性尊重といった、他人と関わる上で大切な道徳的心情や実践力を高めていけるよう、特別の教科道徳の充実を図る。
- ・自分たちだけが楽しいだけではなく、すべての児童が安心して過ごせる雰囲気や児童が築いていけるように、好みや感じ方の違いを話し合ったり、模擬体験したりするなどの指導・支援をする。

- ② 児童が、感じた怒りをそのまますぐに、暴言や暴力という形で表現してしまうことでトラブルとなる。周囲の状況を見たり、落ち着いて考えたりすることができれば、「嫌がらせをされた」という思いに発展しないのではないかというケースも多い。そのために、以下のような取り組みを進めていく。

#### 【具体的な取り組み】

- ・集団での遊びや活動を行うだけでなく、友達のよかったところ、友達に助けられたこと、どう対応したらよいか困ったことなどを振り返り、関わり方を客観的に考えられるようにする。
- ・アンガーマネジメントを指導することで、怒りを感じたときの対処法を児童が選択、行動できるようにする。
- ・友達に教える、手伝うなどの親切な行動でも、自分の判断で行うのではなく、相手に助けが必要なのか声をかけてから行うなど、助け方を考えられるようにする。

- ③ 児童と良好な関係を築いている教師が多く、アンケート後に教師の指導で解決した出来事がほとんどである。児童が嫌な思いを感じたら、すぐに悩みを打ち明けられるように、担任をはじめとする教職員とさらによい信頼関係を構築することが大切である。そのために、以下のような取り組みを進めていく。

#### 【具体的な取り組み】

- ・教師が児童と一緒に遊んだり、進んで話しかけたりするなど、積極的に関わりをもつことで、児童と信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気を作る。
- ・朝の会でのスピーチ、日記や作文、生活の振り返りなど、日常的に児童の考えや思いを把握し、教師が児童の心情の変化に気付けるように努める。
- ・子供の髪形や服装、友達関係の様子の変化に気付けるように、児童を丁寧に観察したり、気になったことは積極的に会話したりするなど、児童との関わり方を深めていけるようにする。
- ・全職員が同じ意識で対応していけるように、いじめ防止対策に関する現職研修を行う。

## 5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル(Plan → Do → Check → Action)で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する調査や保護者への学校診断アンケートを実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。
- (3) 年間計画の見直しを図る。

## 6 令和8年度いじめ防止に係る年間計画

		いじめ対策委員会	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D  C ↓ A ↓ P ↓ D  C ↓ A ↓ P	○「学校いじめ防止基本方針」の内容確認	○学級開き、学年開き ○相談室やSCの児童、保護者への周知	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定 ○子供との顔合わせ	○PTA総会で学校いじめ基本方針の説明 ○いじめ防止に関するチラシの配布やHPの更新 ○学校運営協議会
5月		○現職研修① 「いじめ問題の事例学習」	○運動会 ○1年生を迎える会	○生活アンケート① ○担任との個人面談	○男川小運動会
6月		○情報共有・対応協議 →いじめ事案の解消へ向けた取り組み	○学校保健委員会	○WEBQU（1回目）の実施→検証→対策 ○心のアンケート①	○PTA主催あいさつ運動 ○学校運営協議会
7月		○全教職員による「取り組み評価アンケート」の実施→検証 ○情報共有・対応協議→取り組み	○情報モラル指導（ネットモラル） ○保健教育（心と体の成長）	○心のアンケート② ○教育相談	○個別懇談会 ○美川ブロック健全育成協議会
8月		○中間評価→検証			
9月			○敬老会 ○授業参観（道徳） ○山の学習（5年）	○身体測定 ○生活アンケート②	
10月		○現職研修② ○情報共有・対応協議→取り組み		○担任との個人面談	○PTAの町探検引率（2年）
11月		○情報共有・対応協議→取り組み	○情報モラル指導（ネットモラル） ○修学旅行（6年）	○WEBQU（2回目）の実施→1回目との比較・検証→対策 ○生活アンケート③（家で記入）	○いじめに関する保護者アンケート
12月		○情報共有・対応協議→取り組み ○全教職員による「取り組み評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（道徳授業） ○標語作成	○担任との個人面談	○個別懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月			○学芸会	○身体測定 ○生活アンケート④	
2月		○自己評価 ○情報共有・対応協議→取り組み	○感謝の会	○担任との個人面談	○美川ブロック健全育成協議会 ○学校運営協議会
3月		○情報共有・対応協議→取り組み ○基本方針の見直し	○6年生を送る会	○心のアンケート③	
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における講話 ○学級活動、道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○SST、SGE	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活記録や日記 ○情報交換会の継続実施	○防犯パトロール隊による登校支援、付き添い下校	

※ Plan(計画)→ Do (実行) → Check (評価) → Action (改善)